

裁判員法の廃止を求める請願書

衆議院議長
参議院議長

殿
殿

【請願の趣旨】

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」を廃止することを求めます。

【請願の理由】

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」は2004年5月28日公布され、2009年5月までに施行されることが予定されています。

しかし、裁判員制度は、国民に裁判員になることの辞退を容易に認めず、これを罰則によって義務付けているという点で、人身の自由や思想信条の自由など国民の基本的人権を侵害するものです。また、いったん裁判員となった者は一生にわたり厳格な守秘義務を負うだけでなく、裁判に関する取材や報道も大きく制約されることになります。さらに、陪審制とは異なり、多数決で有罪無罪が決せられます。被告人は裁判員による裁判を辞退することができないため、公平な裁判所で裁判を受ける権利も侵害されるおそれがあります。

何よりも、世論調査の結果では、国民の約8割が裁判員としての参加に消極的であることが明らかになっています。

このように裁判員制度は違憲の制度であるだけでなく、大多数の国民の意思にも反することは明らかであり、これを強行することは断じて許されません。

氏 名	住 所

連絡先 「裁判員制度はいらない！大運動」事務局 新都心法律事務所
〒160-8336 東京都新宿区西新宿3-2-9
新宿ワシントンホテルビル本館 2406